

○厚生労働省告示第九十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百六十二号を第百六十八号とし、第七十五号から第百六十一号までを六号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十 N―（二―）〔二―（ジメチルアミノ）エチル〕（メチル）アミノ―四―メトキシ―五―

〔四―（一―メチル―H―インドール―三―イル）ピリミジン―二―イル〕アミノ―フェニル）

プロパーニ―エンアミド（別名オシメルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

第七十三号を第七十八号とし、第六十号から第七十二号までを五号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四 N―（三―）〔三―シクロプロピル―五―〕（二―フルオロ―四―ヨードフェニル）アミノ〕

―六・八―ジメチル―二・四・七―トリオキソ―三・四・六・七―テトラヒドロピリド〔四・三―

d〕ピリミジン―一（二H）―イル〕フェニル）アセトアミド（別名トラメチニブ）及びその製剤

第五十八号を第六十二号とし、第四十八号から第五十七号までを四号ずつ繰り下げ、第四十七号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 五―クロロ―N<sup>2</sup>―五―メチル―四―(ピペリジン―四―イル)―二―「(プロパン―二―イル)オキシ」フエニル―N<sup>4</sup>―「二―(プロパン―二―イルスルホニル)フエニル」ピリミジン―二・四―ジアミン(別名セリチニブ)及びその製剤

第四十六号を第四十九号とし、第三十一号から第四十五号までを三号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 塩化ラジウム<sup>(223Ra)</sup>及びその製剤

第二十九号を第三十一号とし、第十号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 N―三―「五―(二―アミノピリミジン―四―イル)―二―(一・一―ジメチルエチル)―一・三―チアゾール―四―イル」―二―フルオロフェニル―二・六―ジフルオロベンゼンスルホンアミド(別名ダブラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤

十一 一―(三R)―三―「四―アミノ―三―(四―フェノキシフェニル)―一H―ピラゾロ「三・四―d」ピリミジン―一―イル」ピペリジン―一―イル―プロパ―二―エン―一―オン(別名イブルチニブ)及びその製剤